

建設常任委員会関係

山形県企業局職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
（給与の減額）	（給与の減額）
第19条 一略一	第19条 一略一
2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>一部</u>（管理者が定める期間を除く。）を勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が修学のため1週間の勤務時間の<u>一部</u>を勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（当該職員が管理者が定める年齢に達した日以後の日でその申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（山形県職員の定年等に関する条例（昭和58年12月県条例第31号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の<u>一部</u>を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、管理者が、その定めるところにより、当該職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合及び職員が休暇により勤務しない期間のうち管理者が指定する期間は、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料及びこれに対する地域手当の合計額を減額した給与を支給する。	2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の<u>全部又は一部</u>（管理者が定める期間を除く。）を勤務しないことをいう。）、修学部分休業（当該職員が修学のため1週間の勤務時間の<u>一部</u>を勤務しないことをいう。）、高齢者部分休業（当該職員が管理者が定める年齢に達した日以後の日でその申請において示した日から当該職員に係る定年退職日（山形県職員の定年等に関する条例（昭和58年12月県条例第31号）第2条に規定する定年退職日をいう。）までの期間中、1週間の勤務時間の<u>一部</u>を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他管理者が指定する者で負傷、疾病又は老齢により管理者が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この項において同じ。）の介護をするため、管理者が、その定めるところにより、当該職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下この項において「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）又は介護時間（当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。）の承認を受けて勤務しない場合及び職員が休暇により勤務しない期間のうち管理者が指定する期間は、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料及びこれに対する地域手当の合計額を減額した給与を支給する。